

職発 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 416 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までにその期限が到来するものについて、同年 12 月 15 日（以下「本件期限」という。）とすること。
なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。
また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 23 年 12 月 15 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域
(別表1)

都道府県名	地 域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

都道府県名	地 域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

官報

編集印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務二四一）

〔省 令〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法別表第一号第一号の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八三）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法別表第一号第一号の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八四、四八八）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（同四八九）
○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働四一六）
○保安林の指定をする件（農林水産二一〇四、二一九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七二、一〇七四）
○航路標識に関する件（海上保安庁二二一、二三五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 岩手県 山形県 栃木県 群馬県 東京都 新潟県 長野県 岐阜県 大阪府 兵庫県 広島県 愛媛県 福岡県 鹿児島県 仙台市 千葉市 名古屋市 堺市 神戸市 広島市

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づき一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七）

〔公 告〕

官庁
諸事項
証券無効関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

省 令

○総務省令第百四十一号
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年十月二十六日
総務大臣 川端 達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一條第四項」を「第三十二條第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二條の八とする。

- 一 法第三十一條第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として、次に掲げる事項。
 - イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要なら(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他の特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容。
 - (1) 電気通信設備の設置又は保守
 - (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
 - (3) 情報の提供
 - (4) 電気通信業務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託
- ロ 特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況
- ハ イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

